

別 表

障害者控除対象者認定の判断基準

区 分		判 断 基 準
障害者	(1) 知的障害者 (軽度・中度) に準ず	訪問調査員の認定資料や主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度により、概ね「Ⅱ」の者
	(2) 身体障害者 (3級～6 級) に準ず	訪問調査員の認定資料や主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度により、「A」の者
特別障害者	(1) 知的障害者 (重度)に準 ず	訪問調査員の認定資料や主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度により、「Ⅲ」から「M」の者
	(2) 身体障害者 (1級、2級) に準ず	訪問調査員の認定資料や主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度により、概ね「B」又は「C」の者